

は西井儀兵衛、山村吉兵衛掛りのよし也。同年九月六日成就せしが、以後は本所奉行支配となる。然るに其後年曆を経て、元祿十六年十一月廿九日の大火に、橋の西の方半分程焼失いたし、此節伊奈半左衛門承りにて、橋かけつゞき出來す、それより又はるか過て、享保三戌年御作事奉行へ被仰付御修覆有けるに、程なく享保四亥年、前段のごとく命せられて、今は何事も町奉行の支配とはなりぬ。

〔明君徳光録中〕神田橋焼失御普請の事

一明君の御代神田橋類焼あり、早速普請仕候様被仰出候後、右橋出來の義を、被遊御尋候處、水野和泉守承りにて言上申上られ候は、右橋の御普請入札申付、吟味仕候故、未出來不仕旨申上候處、明君被爲聞召、甚だ御機嫌損じ、橋普請に入札とは甚不行届の事也、殊に神田橋の義は、往來も繁く、橋なくしては人々の難義いくばくぞや、早速掛可申也、平生儉約を用るは、何のためなるや、ケ様の時節、入用を厭ひ人の難義をもせざる様に致すべきためならずや、急ぎ申付よと、重き上意有之し也。

橋請負人

〔江戸眞砂六十帖三〕永代橋掛る事

永代橋掛る元は、今の橋の下にて渡しぬ、常憲院様徳川綱吉被仰付出來す、橋請負人、其頃定小屋小買物方、請合松屋市太郎、紀伊國屋吉兵衛なり、其節上野中堂御建立中ゆへ、右兩人請取金高は知れ申さず、橋出來して、兩人の利分壹萬貳千兩宛取候よし、我も其悦びの振舞に九箇の時行ぬ、此兩人も今は跡かたもなし。

請負人

金吹町 紀伊國屋吉兵衛

同

龜井町 松屋市太郎

〔三橋小破修復并十組引請相止候書留〕寛政三亥七月十日、服部仁左衛門持參鈴木銀十郎を以申